

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月20日
 福島地方裁判所会津若松支部
 裁判所書記官 大河内 真 澄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月10日 午前 8時30分から 令和 8年 6月17日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月24日 午前10時00分 場 所 福島地方裁判所会津若松支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 8日 午前 9時50分 場 所 福島地方裁判所会津若松支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月20日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 所 在 | 喜多方市関柴町下柴字山道上 |
| | 地 番 | 6 4 8 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 7 . 3 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 喜多方市関柴町下柴字山道上 6 4 8 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 6 4 8 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 1 . 1 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 4月14日
福島地方裁判所会津若松支部
裁判所書記官 大河内 真 澄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】
なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】
本件所有者が占有している。
【物件番号2】
B及びCが占有している。同人らの占有権原の存在は認められない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】
隣地(地番670番1)との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も、要点のみを簡潔に記載したものになっています。ですので、必ず現況調査報告書・評価書をよく読み、詳細については「競売フェア

イル・競売手続説明書」の中の「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

- 3 買受人が、買い受けた不動産の引渡しを占有者から受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「競売ファイル・競売手続説明書」の中の「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

ただし、この書面や現況調査報告書・評価書の中で、「売却外」「目的外」「件外」などと記載された不動産はこの競売で売却していませんので、引渡命令を出すことができません。これら売却外不動産の明渡し等を求める場合は、別途訴訟等を提起しなければなりません。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「競売ファイル・競売手続説明書」の中の「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 「競売ファイル・競売手続説明書」は、閲覧コーナーに備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 喜多方市関柴町下柴字山道上
地 番 6 4 8 番 3
地 目 宅地
地 積 3 2 7 . 3 9 平方メートル
- 2 所 在 喜多方市関柴町下柴字山道上 6 4 8 番地 3
家屋 番号 6 4 8 番 3
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 8 1 . 1 5 平方メートル



令和 8年(ヌ)第 1号

令和 8年 2月19日受理

令和 8年 3月25日提出

現況調査報告書

福島地方裁判所会津若松支部

執行官 佐藤武男

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 所 在 | 喜多方市関柴町下柴字山道上 |
| | 地 番 | 6 4 8 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 2 7. 3 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 喜多方市関柴町下柴字山道上 6 4 8 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 6 4 8 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 1. 1 5 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	□建物所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用し、占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件2関係）	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> B（亡Aの二男）、C（亡Aの長男）
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人（ <input checked="" type="checkbox"/> B（占有者） <input checked="" type="checkbox"/> D（亡A相続財産特別代理人））の陳述／ <input type="checkbox"/> 提示文書（ ）の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input checked="" type="checkbox"/> 無権限
占有開始時期	令和 4年10月 9日
最初の契約日	年 月 日
契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者（ ）
当事者借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者（ ）
賃料・支払時期等	毎 金 円（毎 限り 分支払） <input type="checkbox"/> 前払（ 分 円） <input type="checkbox"/> 相殺（ 分 円）
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（ <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円）
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ D	<p>1 亡A相続財産の特別代理人です。</p> <p>2 物件2建物内にあったという公共料金関係書類の名宛人のBは、亡Aの二男であり、亡Aの相続を放棄しています。本件建物にBが居住しているとのことですが、Bに改めて賃貸して家賃等を受け取っているわけではなく、また、無償で居住することを承諾したこともなく、相続放棄後も居住し続けているということだと思います。</p> <p>3 第三者にも本件土地建物を賃貸したり、無償で使用させたりしていません。</p>
■ B	<p>1 亡Aの二男です。</p> <p>2 物件2建物には、亡Aの生前から実兄のCと一緒に居住しており、現在も私とCが居住しています。私とCなどが亡Aの相続財産を放棄したため、相続人がいなくなり、法的に物件1土地及び物件2建物の所有者が亡A相続財産ということになっていること、私とCが亡A相続財産との間で居住に関する何らかの契約を締結していないため、占有権原がないということは理解しました。</p> <p>なお、公共料金に関する契約は、すべて私名義でしています。</p> <p>3 物件1土地は、隣接地との間で境界が問題になったことはないと思いますが、670番1との境界を指示することはできません。</p> <p>4 物件1土地の西側部分は、私が所有している車2台の駐車場としても使用しています。駐車場として使用できる占有権原がないことも理解しました。</p> <p>5 物件2建物については、私の記憶では内外ともメンテナンスをしたことがないと思います。</p> <p>6 物件2建物には、太陽光発電や床暖房の設備を設置していません。</p> <p>7 物件2建物内では、数年前から猫1匹を飼っています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図写、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件に関して調査し、実地に見分した結果は、次のとおりである。
 - (1) 物件1土地について
 - ア 本土地上の登記建物は、物件2建物のみである。
 - イ 本土地には、雑草等により見分できなかつた箇所があるが、見分できた限りにおいて、地割れや陥没などは見られなかつた。
 - ウ 登記上、本土地に隣接する648番2及び字的場1109番3の各土地は、第三者所有の宅地であり、648番1、666番1及び670番1の各土地は、第三者所有の畑であり、648番4の土地は、第三者所有の雑種地であり、670番1の土地を除いて、いずれの現況地目も同様である。670番1の現況地目は、雑木等がある雑種地である。

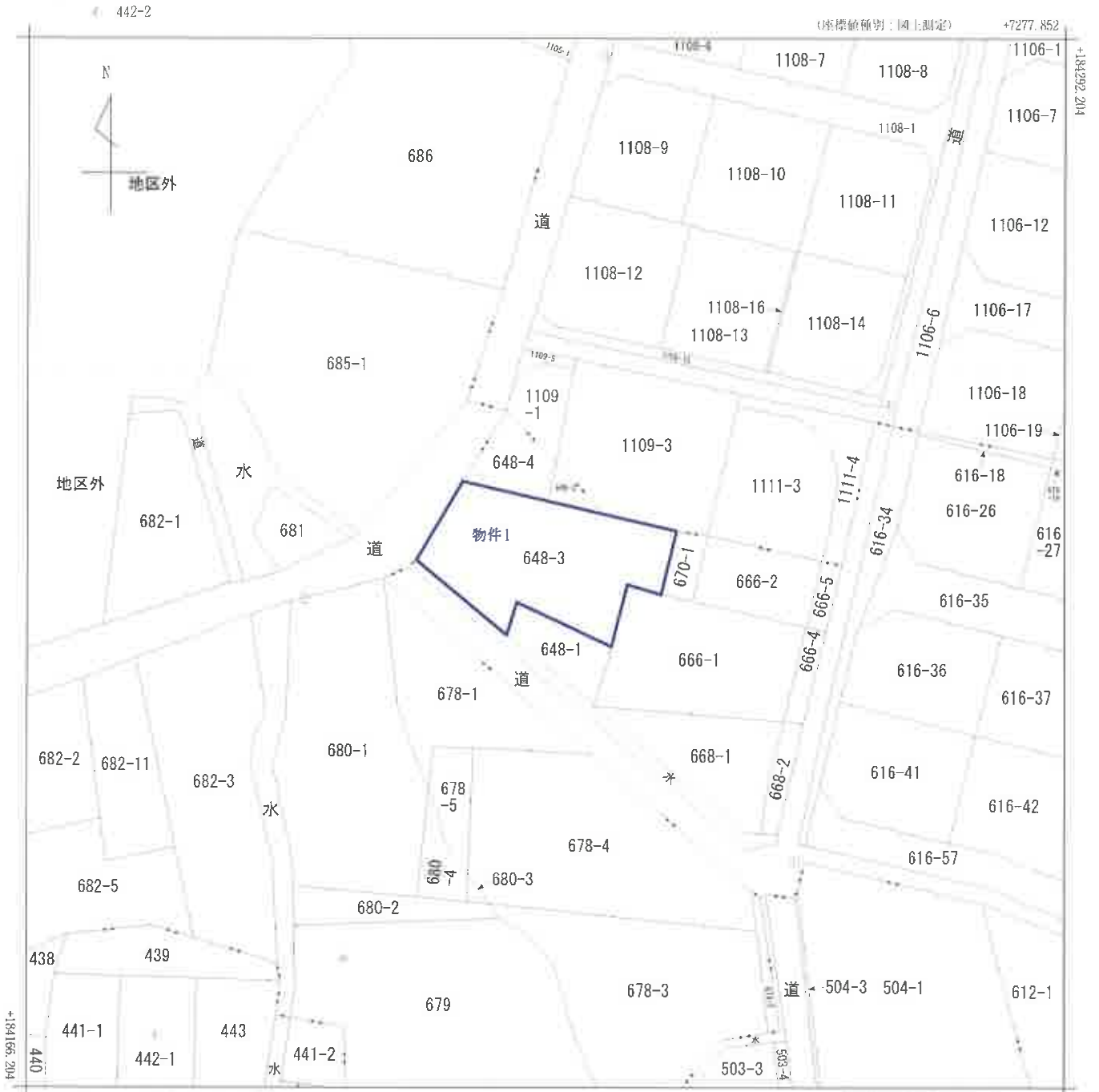
公図上、本土地の北西側隣接地は「道」、南西側隣接地は「水」と表記されており、いずれも登記されていないところ、現況地目は、それぞれ公衆用道路、用悪水路である。

各隣接地との境界などについては、具体的に問題が顕在化している状況は確認できなかったが、670番1の土地との境界については、境界杭等を確認することができなかつたこともあり、買受人は、使用に先立ち、同土地所有者と境界の確認をするのが相当である。
 - (2) 物件2建物について
 - ア 外部について
 - ・東側外壁の一部が四角に切り取られているのが見られた。
 - ・北側窓のガラスがなかつたり、一部破損しているのが見られた。
 - ・勝手口のドアが破損しているのが見られた。
 - ・外壁の全体に汚損のほか、剥がれ、亀裂及びひび割れ等が多数見られた。
 - イ 内部について
 - ・内壁にひび割れやキズが多数見られたほか、全体的に汚損等が見られた。
 - ・床のきしみ及び沈みが各部屋及び廊下の複数箇所に認められた。
 - ・浴槽を支えるコンクリートが大きく破損しているのが見られた。
 - ・1匹の猫が飼われているのが認められた。
 - ウ 建物全体に経年劣化が認められた。
- 3 本件物件は、第三者による占有は認められなかつたが、相続放棄した亡Aの子のB及びCが占有しており、その占有権原は無権限と認める。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年2月20日(金) : - :	執行官室	喜多方市に対する固定資産税に関して保有する図面の交付申請(3月2日受領)
令和8年2月20日(金) 11:50-11:55 15:25-15:30	福島地方法務局若松支局	登記事項要約書交付申請(同日受領)
令和8年3月6日(金) 11:50-12:00	物件所在地	占有調査、写真撮影
令和8年3月13日(金) 11:00-12:00	物件所在地	立入現況調査、写真撮影
令和8年3月19日(木) 9:05-9:10	執行官室	亡A相続財産特別代理人Dから電話による事情聴取
令和8年3月19日(木) 10:10-10:20	執行官室	亡Aの二男Bから電話による事情聴取
令和 年 月 日() : - :		
令和 年 月 日() : - :		
<p>(特記事項)</p> <p>■ 令和8年3月13日</p> <p>目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて、立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p> <p>目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗の可能性があったため、立会人 を立ち合わせた。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p> <p>休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokuta_iheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	喜多方市関柴町下柴字山道上				地番	648番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和47年11月			備付年月日(原図)		補記事項				

A3→A4縮小

土地建物位置関係図



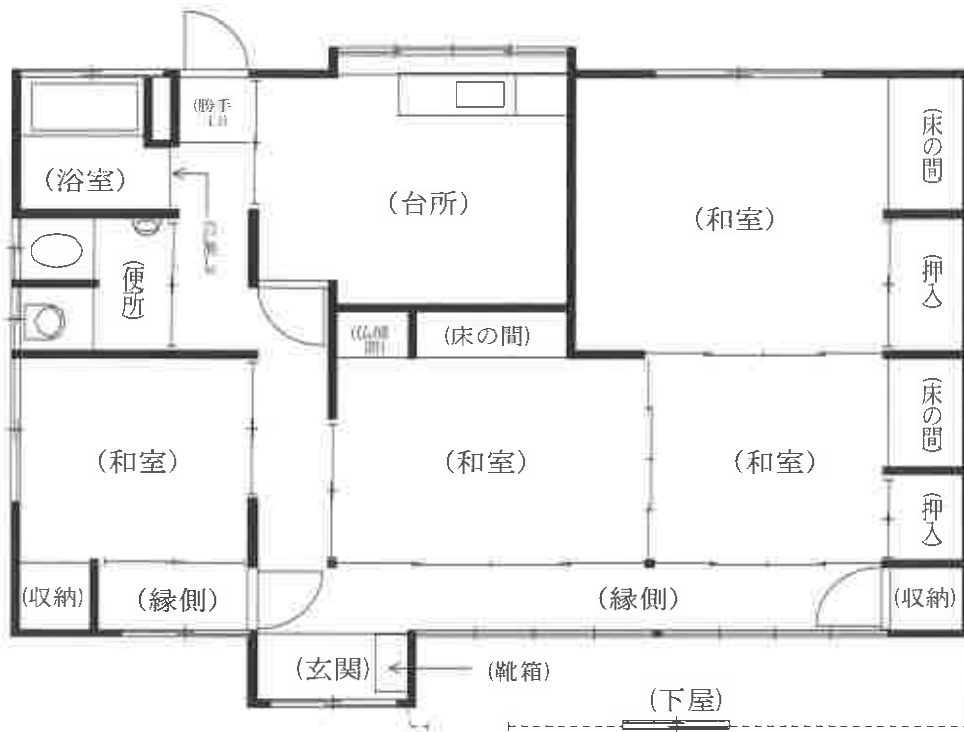
←○写真撮影位置方向・写真番号

建物間取図

物件2・主である建物



(1F)



物件2



物件1

No. 1

物件2



物件1

No. 2

物件2



物件1

No. 3

物件2



物件1

No. 4



物件2

物件1

No. 5



物件2

物件1

No. 6



物件2:南側中央和室の状況

No. 7



物件2:台所の状況

No. 8



物件2:浴室の状況

No. 9



物件2:南側西方和室の状況

No. 10



物件2:南側東方和室の状況

No. 11



物件2:下屋内の状況

No. 12

令和8年(又)第1号
令和8年3月13日 現地調査
令和8年4月13日 評価

福島地方裁判所会津若松支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

澁 川 義 満 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,270,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金890,000円
物件2 (建物)	金380,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所在地 地目 地積	喜多方市関柴町下柴字山道上 648番3 宅地 327.39㎡	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	<主である建物> 喜多方市関柴町下柴字山道上 648番地3 648番3 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1階： 81.15㎡	
番号	特記事項		
	なし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR磐越西線「喜多方」駅の北東方約5.5km(道路距離、以下同じ)。市立関柴小学校まで約2.0km、市立第三中学校まで約2.6km、ヨークベニマル喜多方店まで約4.0km	
付近の状況	喜多方市市街地の東方郊外に所在し、周囲を農地に囲まれた中に一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域。	
主な公法上の規制等 (特記事項の通り) (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定無し 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし
画地条件	北西側間口約10.5m、奥行約27m、登記地積327.39㎡ 不整形地、概ね平坦地。 北西側で幅員約4.2m舗装市道と、南西側で幅員約1m水路を介して幅員約3m未舗装道路と、それぞれ接面する角地。	
接面道路の状況	北西側 幅員約4.2m 舗装市道 (建築基準法42条1項1号) 南西側 幅員約3m 未舗装道路 (法定外公共物)	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として一体利用されている。 占有者及び占有権原は現況調査報告書記載の通り。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管(以下、施設管という)が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項	①トイレは汲み取り式。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和54年1月20日新築 経過年数：48年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了している。
仕 様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：モルタル仕上 天井：目透かし貼、化粧石膏ボード 内壁：塗り壁、板貼 床：板敷、畳、クッションフロア 設備：電気・給排水衛生設備 その他：
床面積 （現況）	1階：81.15㎡ *登記と概ね合致。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：別添間取図のとおり
品 等	劣る
保守管理の 状 態	劣る
建物の利用 状 況	現況調査報告書記載の通り。
特記事項	①屋内で猫を1頭飼育している。 ②窓や壁に破損個所が多数認められる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	6,480	1.03	327.39	0.90	1,970,000
計					1,970,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価調査 喜多方-3

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 12,900\text{円}/\text{m}^2 & \times & 98.8 / 100 & \times & 100 / 103 & \times & 100 / 191 & \div & 6,480\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：103%

◇地域格差：街路条件：100%

交通接近条件：127%

環境条件：150%

行政的條件：100%

格 差 率：191%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：103%

行政的條件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：103%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	81.15	0.01	150,000

ウ 現 価 率 :

- a 経過年数 48年
- b 経済的残存耐用年数 0年
- c 観察減価及び中古物件の市場性 75%
- d 残価率 5%
- e 現価率 1%

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
	1		1,970,000	1.00	0.25
計					490,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
	1	1,970,000	- 490,000	/	1.00	0.60
2	150,000	+ 490,000	1.00	1.00	0.60	380,000
一括価格 (合計)						1,270,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 喜多方-3

所 在 : 喜多方市字加登2978番7
価 格 : 12,900円/m²
位 置 : 「喜多方」駅まで道路距離で約2.3km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 124m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東側4.0m市道
用途指定等 : 非線引都市計画区域
第1種住居地域
建ぺい率 60% 容積率 200%
地域の概要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 1,240,480円
物件2 : 1,100,673円

第7 附属資料

公 図 写
地 積 測 量 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建 物 間 取 図

以 上

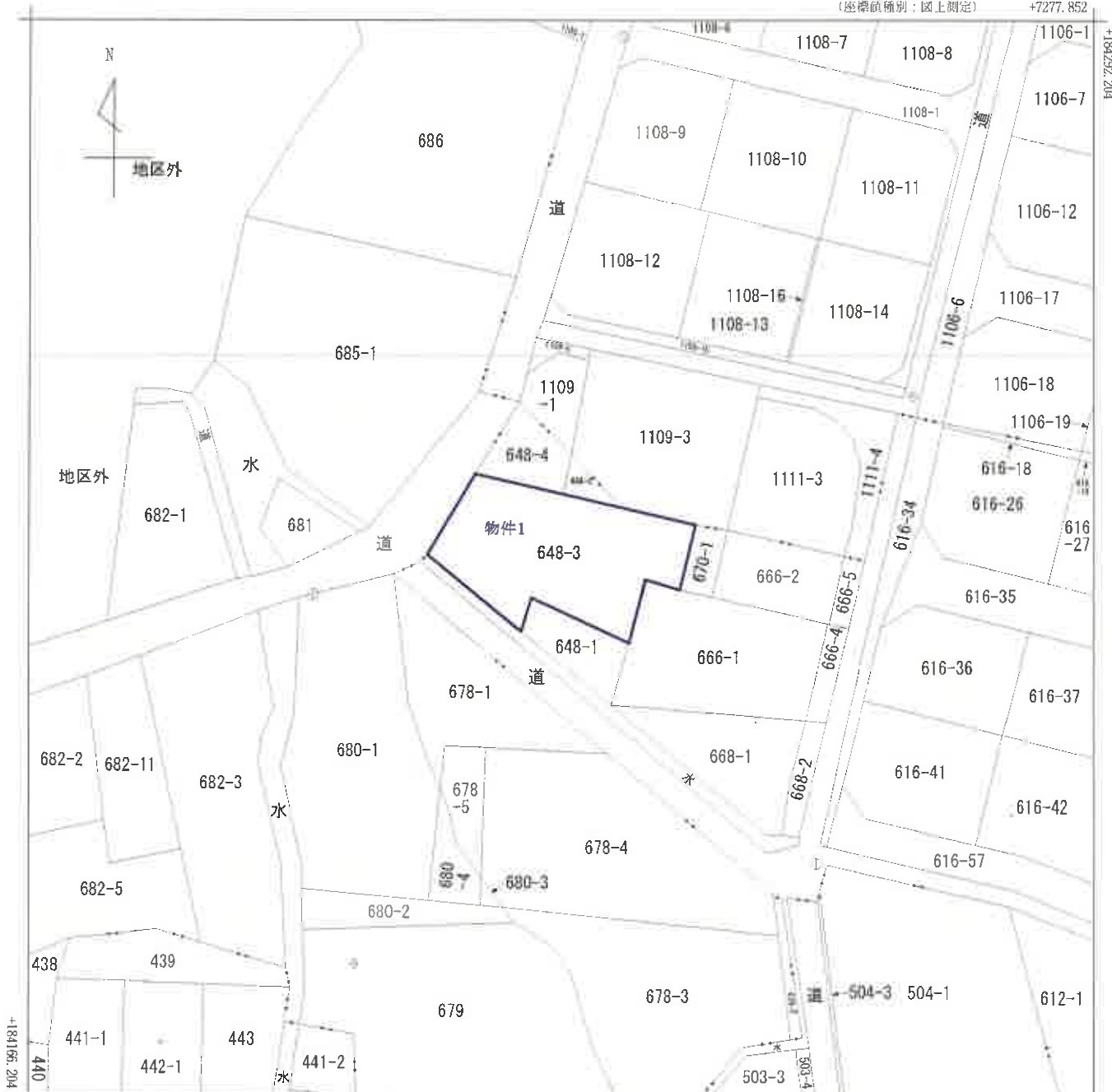
公図

1 442-2

(座標値種別：図上測定)

+7277.852

+184292.204



+7152.852 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	喜多方市関柴町下柴字山道上			地番	648番3			
出力尺	1/500	精度区	甲三	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和47年11月			備付年月日(原図)		補記事項			

A3→A4縮小

登記年月日：昭和53年8月12日

1329525

③ 648-1 ④ 648-3.648-4 ⑤ 648-1 ⑥ 648-3.648-4 ⑦ 648-3.648-4 ⑧ 553.8.2

地積測量図

地番 648-1
648-3・648-4

土地の所在 喜多方市関柴町下柴字山道上

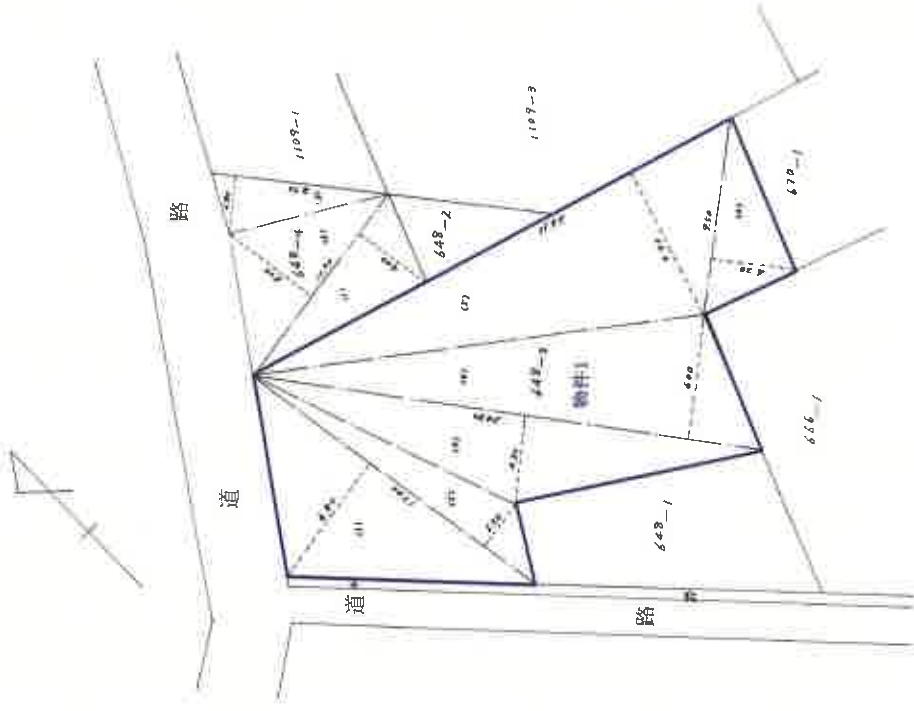
求積

648-3

- (1) 1700 X 680 = 115,600
 - (2) 1700 X 250 = 425,000
 - (3) 2480 X 430 = 1,066,400
 - (4) 2480 X 600 = 1,488,000
 - (5) 2615 X 770 = 2,013,550
 - (6) 950 X 420 = 399,000
- 654,795
- 1/2
- 327,397.5
- 327.3975²

648-4

- (1) 1090 X 400 = 436,000
 - (2) 1090 X 500 = 545,000
 - (3) 870 X 280 = 243,600
- 122,460
- 1/2
- 61,230
- 61.23²



製作者 土地測量士

昭和53年8月 / 日作製

申請人

縮尺 1/250

A3 → A4 縮小

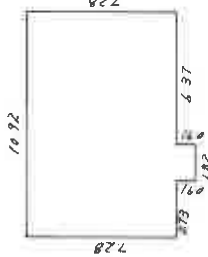
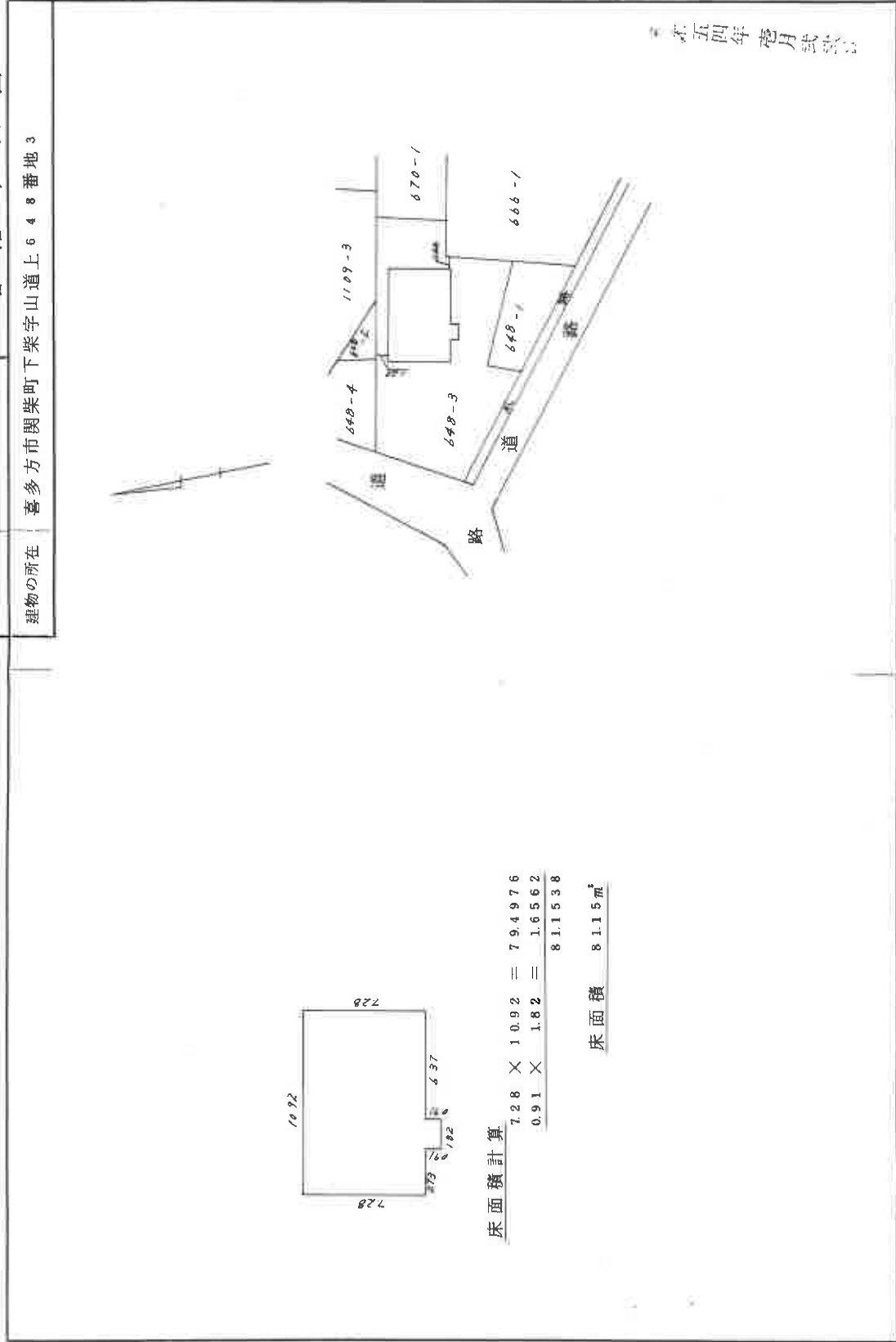
登記年月日：昭和三十四年一月二十二日

S54.1.22

建築物各階平面図

家屋番号	648-3
建物の所在	喜多方市関柴町下柴字山道上648番地3

2158061 各階平面図

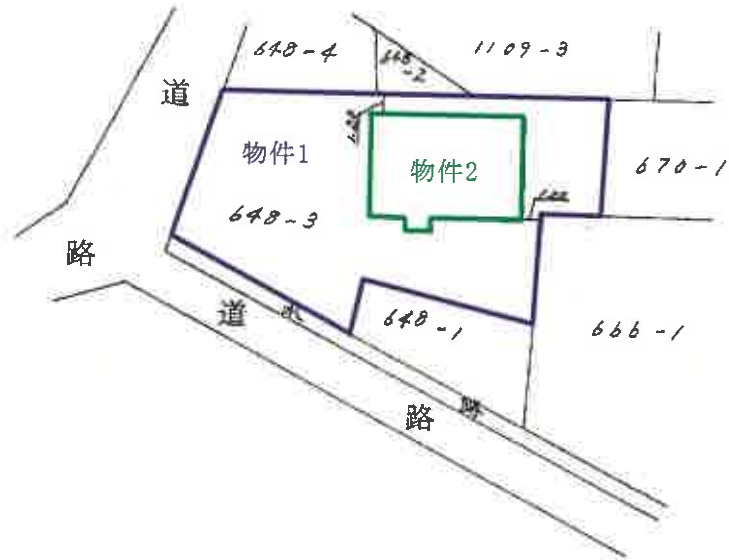


床面積計算
 $7.28 \times 10.92 = 79.4976$
 $0.91 \times 1.82 = 1.6562$
 81.1538
 床面積 81.15㎡

作成者	士崎調査士	縮尺	1/250
	和54年1月20日作成	縮尺	1/500
	(福島県)	申請人	

A3 → A4 縮小

土地建物位置関係図



建 物 間 取 図

物件2・主である建物



(1F)

